

# 大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領

制定	令和3年12月17日
改訂	令和3年12月23日
	令和4年1月17日
	令和4年1月26日
	令和4年2月10日
	令和4年9月5日
	令和4年9月26日
	令和4年10月25日
	令和4年12月16日

## 第1 目的

府は、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向に転じた場合の患者の早期発見及び日常生活や経済社会活動における感染リスクの引き下げを目的とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく知事の受検要請（以下「受検要請」という。）に応じる者又は飲食、イベント、旅行（帰省を含む。以下同じ。）等の活動において、陰性の検査結果が求められている者に対する検査の費用を無料とする事業（以下「無料検査事業」という。）を実施するものとし、その実施については、この要領の定めるところによる。

## 第2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

### (1) ワクチン・検査パッケージ

「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）（別添1）に基づき、飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認する取組み。

ただし、利用者がワクチン接種歴か検査結果のいずれか一方しか選択できない場合は、これに該当しない。

### (2) ワクチン・検査パッケージ制度

ワクチン・検査パッケージを活用することにより、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域等において課される行動制限を緩和する制度。

### (3) 対象者全員検査

緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域等において課される行動制限を緩和すること等を目的として、飲食店やイベント主催者等の事業者が利用者全員の検査結果の陰性を確認する取組み。

### (4) 民間事業者等によるワクチン・検査パッケージ等の活用

前二号とは別に、飲食、イベントもしくは旅行等の活動に際して、ワクチン・検査パッケージや利用者全員の検査を活用する民間事業者等の取組み。

なお、第2号、第3号及び第4号を合わせて「ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等」という。

(5) ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者

ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を適用する旨を府に登録した事業者等

第3 無料検査事業の区分及び対象者等

本要領の対象となる無料検査事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下、「定着促進事業」という。）

一 内容

ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等を利用するため必要な検査を無料で実施する事業。

二 対象者

次の①、②及び③の全てを満たす者。

① ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等において検査結果の陰性の確認を求められている者又は都道府県域を越えて緊急事態宣言措置区域若しくはまん延防止等重点措置区域の往来をする者

② 新型コロナウイルス感染症を疑う症状（注）が出現していない者

（注）「新型コロナウイルス感染症を疑う症状」とは、発熱、咽頭痛、咳等の

呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、味覚異常、嗅覚異常、関節痛、筋肉痛等をいう。（以下同じ。）

③ 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者

ア 新型コロナウイルス感染症患者として療養期間中である者

イ 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者又は濃厚接触した可能性がある者のうち、接触後、健康観察期間（待期間）が経過していない者

ウ 会社等が実施する事業又は福利厚生等の一環として受検する者

④ ①、②、③の他、府が示す要件を満たす者

三 検査方法

抗原定性検査により実施するものとする。ただし、第12第1項第1号の二及び三に規定する申立書及び申込書により、府が示す要件を満たす受検者がPCR検査等及び抗原定量検査を希望する場合を除く。

四 検査結果の有効期限

① PCR検査等及び抗原定量検査においては、検体採取日より3日以内とする。

② 抗原定性検査においては、検体採取日（検査日）より1日以内とする。

五 実施期間

令和3年12月23日から令和4年8月31日までの間及び別途指定する期間。

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下、「一般検査事業」という。）

一 内容

受検要請に応じて受検する検査を無料で実施する事業。

## 二 対象者

次の①、②及び③の全てを満たす者。

- ① 感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染不安を感じる者（府に在住する者に限る。）
- ② 新型コロナウイルス感染症を疑う症状が出現していない者
- ③ 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者
  - ア 新型コロナウイルス感染症患者として療養期間中である者
  - イ 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者又は濃厚接触した可能性がある者のうち、接触後、健康観察期間（待期期間）が経過していない者
  - ウ 会社等が実施する事業又は福利厚生等の一環として受検する者

## 三 検査方法

抗原定性検査、PCR検査等又は抗原定量検査により実施するものとする。

## 四 検査結果の有効期限

- ① PCR検査等及び抗原定量検査においては、検体採取日より3日以内とする。
- ② 抗原定性検査においては、検体採取日（検査日）より1日以内とする。

## 第4 実施事業者

府は、府内で無料検査事業を行う事業所（以下「事業所」という。）を運営する者を新型コロナ検査実施事業者（以下、「実施事業者」という。）として、事業所毎に登録する。ただし、実施事業者が登録することができる事業所は、当該実施事業者が運営するものに限る。

2 前項の規定により登録できる府内に所在する事業所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

### (1) 薬局

薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所（その開設者が併せて行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。）。

ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

### (2) 歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。

### (3) 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの。

### (4) 一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（ただし、歯科医業のみを行う場合は除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。

### (5) 衛生検査所

検体検査を業として行う場所。

ただし、病院、診療所、助産所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。

なお、衛生検査所と運営主体を同一とする事業所を含む。

(6) 市町村が運営する事業所

(7) ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者が運営する事業所

ただし、行うことができる事業の区分は原則定着促進事業のみとし、当該事業所が実施する事業に関連して無料検査事業を行う場合に限る。また、無料検査事業を実施できる期間については、第3第1項第1号五に定める実施期間のうち、当該事業所が無料検査事業を実施する必要があるものとして府が当該実施期間とは別に指定する期間に限る。

## 第5 検査方法

事業所は、第6の実施事業の種類に応じて、次の各号に掲げる検査を行うことができる。

(1) PCR検査等

新型コロナウイルス遺伝子の検出を目的としたPCR法、LAMP法等の核酸増幅検査をいう。

なお、検査試薬は、厚生労働省の承認を受けた体外診断用医薬品（国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」や「臨床検体を用いた評価結果が取得された2019-nCoV遺伝子検査方法について」に記載されたものを含む。）を使用するものとする。

(2) 抗原定量検査

新型コロナウイルスタンパクの量的な検出を目的とした検査方法をいう。

なお、検査試薬は、厚生労働省の承認を受けた体外診断用医薬品を使用するものとする。

(3) 抗原定性検査

新型コロナウイルスタンパクの有無の判定を目的とした検査方法をいう。なお、原則として簡易キットを用いて実施するものとし、その場合、厚生労働省の承認を受けた体外診断用医薬品（一般用検査薬を含む。）を使用し、医薬品の卸売販売業者から適切に購入するものとする。

また、簡易キットに替えて測定装置（医療機器）により抗原定性検査を実施する場合においても、厚生労働省の承認を受けた体外診断用医薬品を使用し、測定装置は医療機器販売業者、検査試薬は医薬品の卸売販売業者から適切に購入するものとする。

## 第6 事業実施の種類

無料検査事業の種類は、第4第2項に定める事業所の種別に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第一号事業

一 事業所の種別

薬局、歯科診療所、衛生検査所、市町村が運営する事業所、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者が運営する事業所（共同で無料検査事業を実施する場合の共同事業者を含む。）

## 二 検査方法及び検体の種類

PCR検査等及び抗原定量検査（いずれも検体は自己採取による唾液に限る。）

## 三 実施事業の内容

① 受検者が唾液を自己採取する際の立会い

② 検査の実施又は検査機関（注）への検体送付

（注）「検査の実施」は、事業所が衛生検査所の場合に限る。また、「検査機関」とは、検査を実施する体制を有しない事業所が検査を依頼する病院、一般診療所又は衛生検査所をいう。なお、検査機関は府内に所在するものに限らない。（以下同じ。）

③ 受検者への結果通知書の発行又は検査機関に対する受検者への結果通知書の発行の求め

## 四 留意事項

① 「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」（別添2）の内容を理解した者を検査管理者として定め検体採取の立会いを実施すること。

② 検体採取の立会いに係るマニュアルを作成すること。

なお、「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」（別添2）を常置し、参照することにより代用してもよい。

## (2) 第二号事業

### 一 事業所の種別

薬局、歯科診療所、衛生検査所、市町村が運営する事業所、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者が運営する事業所（共同で無料検査事業を実施する場合の共同事業者を含む。）

## 二 検査方法及び検体の種類

抗原定性検査（検体は自己採取による鼻腔拭い液に限る。）

## 三 実施事業の内容

① 受検者が鼻腔拭い液を自己採取し抗原定性検査を実施する際の立会い

② 抗原定性検査の結果判定

③ 受検者への結果通知書の発行

## 四 留意事項

① 「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（別添3）の内容を理解した者を検査管理者に定め検体採取の立会いや検査を実施すること。

② 検体採取の立会いを含めた検査実施に係るマニュアルを作成すること。

なお、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（別添3）を常置し、参照することにより代用してもよい。

## (3) 第三号事業

### 一 事業所の種別

病院、一般診療所

## 二 検査方法及び検体の種類

① PCR検査等及び抗原定量検査（いずれも検体は鼻咽頭拭い液及び自己採取による唾液に限る。）

② 抗原定性検査（検体は鼻咽頭拭い液及び鼻腔拭い液に限る。）

### 三 事業者の実施内容

① 検体採取、検査の実施（検査機関への依頼を含む。）及び受検者への結果通知書の発行

### 四 留意事項

① 実施する検査方法に応じて、「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」（別添2）又は「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（別添3）の内容を理解した者を検査管理者に定め、検体採取又は自己採取の立会い及び検査を実施すること。

② 検体採取の立会いを含めた検査実施に係るマニュアルを作成すること。

なお、「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」（別添2）又は「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（別添3）を常置し、参照することにより代用してもよい。

2 第一号事業及び第二号事業を行う事業所の種別に該当する者は、第一号事業及び第二号事業のいずれか又は双方を実施するものとして、登録することができる。

3 検体採取の立会い（抗原定性検査の場合は検査の実施を含む。）業務を第三者（同一の実施事業者が運営する事業所を含む。）に依頼することはできない。

## 第7 実施事業者の登録の申請

実施事業者の登録を受けようとする者は、インターネットを利用することにより、次の各号に掲げる事項を付して、申請するものとする。

### (1) 実施事業者の基本情報

- 一 法人及び個人事業主の別（法人の場合は、法人種別等）
- 二 法人名・事業所の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先等

### (2) 次に掲げる要件を満たす旨

一 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していないこと。

二 無料検査事業の実施にあたっては、本要領を遵守すること。

三 事業所については、府ホームページにて名称や所在地等の情報を公表することに同意すること。

四 実施計画書の証拠書類等（受検者情報を含む。）は10年間保存するとともに、府から必要に応じて提出等の求めがあった場合には、これに応じることに同意すること。

五 実施計画書に記載された事項は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること。

2 前項に定める申請は、事業所毎に次の各号に掲げる事項を付した実施計画を添付するものとする。

- (1) 事業所の名称、種別、所在地等
- (2) 実施する検査方法、検査単価等の実施体制
- (3) 事業所における検査受付や検体採取スペースの位置関係が分かる図面の添付  
なお、ドライブスルー方式で検体採取をする場合においても、その旨を図面に明記した上で、検査受付や採取スペースがわかるよう図面を添付するものとする。

#### 第8 実施事業者の登録

知事は、第7に定める申請があった場合において、当該申請の内容を審査した上で登録すべきものと認めるときは、実施事業者を登録し、実施事業者に対し登録完了通知書を交付するものとする。

#### 第9 実施事業者の登録の変更

第7の第1項及び第2項の内容に変更が生じるときは、インターネットを利用することにより変更の申請を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請の内容を審査した上で承認すべきものと認めるときは、第8の登録の内容を変更するものとする。
- 3 前項に定める登録の変更において、次の各号に掲げる内容に変更が生じた場合は、登録変更通知書を実施事業者に交付するものとする。
  - (1) 事業所の名称
  - (2) 事業所の所在地
  - (3) 事業所の実施事業の種類
  - (4) 事業所の検査方法

#### 第10 実施事業者の登録の解除

実施事業の解除を希望するときは、インターネットを利用することにより、解除の届出を行わなければならない。

なお、第15第3項の規定により、知事が登録の解除を行う場合においては、この限りでない。

- 2 知事は、前項の届出があった場合又は第15第3項の規定による登録の解除を行った場合においては、登録解除通知書を実施事業者に交付するものとする。

#### 第11 検体採取スペースの要件

事業所における検体採取スペースは、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 受検者の自己採取等に支障のないよう、他の場所と壁やパーティション等で分けられていること。(検体採取の時のみ一時的に区別することも可能とする。)
- (2) 同時に複数の受検者の検体採取を実施する場合は、検体採取スペース内で、受検者同士の動線が交錯しないよう工夫すること。

- (3) 同時に複数の受検者の検体採取を実施する場合は、感染防止の観点から受検者同士が1 m程度の距離を取ることができ、プライバシーの配慮のためパーティション等で受検者同士が仕切られていること。
- (4) 検体採取時に、受検者と検査管理者の間に十分な距離が確保されているか、透明なパーティション等により隔たりを設けていること。(距離の目安は、唾液自己採取の場合は1 m程度、鼻腔拭い液自己採取の場合は2 m程度とする。)
- なお、第三号事業を実施する場合において、適切な感染防護策を講じた上で、医師等が検体採取をする場合は、この限りでない。
- (5) 検査管理者が検体採取の様子(抗原定性検査の場合には検査結果の判定も含む。)を確認することができる程度の明るさを確保すること。
- なお、簡易な照明により、一時的に照度を確保してもよいものとする。
- (6) 機械設備(空気調和設備、機械換気設備)又は窓やドアの開放(注)による換気が行われていること。
- (注) 窓を開放する際の目安は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開することとする。
- なお、窓やドアが2カ所以上ある場合は、2方向の壁の窓やドアを開放し、空気の流れを作るものとする。

2 検体採取スペースにおいて、ドライブスルー方式で検体採取を行う場合には、次の各号に掲げる要件に適合するときは、前項各号の要件に適合するものとみなす。

- (1) 事業所の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること。
- (2) 駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取スペースまで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。
- (3) 受検者のプライバシーに十分配慮すること。
- (4) 検査管理者が検体採取の様子(抗原定性検査の場合には検査結果の判定も含む。)を確認することができる程度の明るさを確保すること。
- なお、簡易な照明により、一時的に照度を確保してもよいものとする。

## 第12 検査実施の流れ

事業所は、無料検査事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事項に留意すること。

### (1) 検査の受付

一 検査受付は、直接対面で行い、原則、受検者からの予約は不要とすること。

なお、受検者が15歳以下の場合は、検査受付にあたり保護者等の同伴を必要とする。

また、受検者が16歳以上18歳以下の場合は、保護者等の同意を必要とする。

二 検査を希望する者に対し、受付前に定着促進事業又は一般検査事業に該当するか否かを確認し、定着促進事業の場合にあっては、検査受検の目的を証する書類等の提示を求めること。ただし、該当書類が無い場合は、府が定める申立書の提出に代えることができる。

なお、該当しない場合は、受検者に対し無料検査事業の対象とならない旨を伝達すること。



三 受検者に対し、府が定める申込書への記載を求めること。

なお、府が定める申込書のすべての項目が記載事項として含まれている場合は、電子媒体（検査申込システム等）による申込受付も可能とする。ただし、この場合において、受検者の申込情報が記録として残るようにすること。

四 受検者に対し、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等の身分証明書等の提示を求め、本人確認を行うこと。

五 受検者に対し、次の事項を説明すること。

① 検査結果が陽性の場合、無症状であることから検体採取日を基準とした療養期間中は自宅療養し、重症化リスクのある者等、府が指定する者については、療養期間中に発症した場合は、診療・検査医療機関等を受診する必要があること。また、府が設置する陽性者登録センターの登録対象者については、当該センターで陽性登録が可能であること。

なお、受診時は、次のアからエに掲げる事項に留意すること。

ア マスクを着用すること

イ 公共交通機関の利用を避けること

ウ 電話等で予め医療機関に連絡すること

エ 診療時の注意点について指示を仰ぐこと

② 検査結果が陰性の場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、受検者に対して引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）の徹底が必要であること。

③ 医師による診断がなされる場合を除き、無料検査事業の結果は、診断結果とは認められないこと。

④ 第一号事業を実施する場合には、検査機関の名称等及び当該検査機関から結果通知書が発行されること。

(2) 検体採取の立会い等

一 検体採取容器や簡易キットは、直接受検者に配付すること。

二 第11に掲げる検体採取スペースにおいて、検体採取を実施すること。

なお、検体採取スペースで採取せず、受検者の自宅等の別の場所で採取する場合は無料検査事業の対象とならないこと。

三 立会い後、受検者の飛沫が付いたおそれのある壁、机、パーティション等がある場合には、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」<sup>(※)</sup>の「3. モノに付着したウイルス対策」を参照の上、適切に消毒を行うこと。

(※) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

四 第一号事業の実施においては、検査機関が定める方法に従い、受検者に採取量や採取方法等を指示するとともに、検査機関に検体を送付するまでの間、適切に保管すること。

五 第二号事業の実施においては、使用する簡易キット等の添付文書や取扱説明書に従い、受検者に採取方法等を指示すること。また、判定時間等を厳守の上、適切に検査を行うこと。

### (3) 結果通知書の発行等

- 一 受検者に対し、府が定める結果通知書により有効期限内に速やかに結果通知をすること。  
なお、府が定める結果通知書のすべての項目が通知事項として含まれている場合は、電子媒体による結果通知も可能とする。
- 二 第一号事業を実施する事業所は、検査機関が受検者に結果通知書を発行する際は、検査結果を当該事業所へも速やかに共有するよう検査機関に求めること。  
なお、検査結果が陽性であった場合は、速やかに第1項第1号の五①のとおり受検者に案内すること。
- 三 第二号事業を実施するワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者が、飲食店やイベント等の開催場所等を事業所として、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入店、入場させるためにのみ用いる場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しない。  
ただし、この場合においても、検査結果が陽性の場合は、必ず結果通知書を発行し、速やかに第1項第1号の五①のとおり受検者に案内すること。
- 四 第三号事業を実施する場合において、検査結果が陽性であったときは、受検者の同意を得た上で、医師の判断により、診断することは差し支えない。

### (4) 廃棄物の処理

- 一 検体採取、検査実施により生じる廃棄物については、各製品の説明書等（第一号事業や第三号事業で検査を依頼している場合においては、検査機関が指示する方法）を参照するとともに、ごみ袋に入れ、しっかりしばって封をした上で廃棄すること。
- 二 廃棄方法については、事業所が所在する自治体や廃棄物回収業者に確認すること。
- 三 事業所の従業員以外の者が触れることや、近隣の住民又は施設の通行、営業活動、その他日常生活や施設本来の業務活動に支障を与えることを防止できるような処置を講ずること。

## 第13 受検者数等の報告

事業所は、インターネットを利用することにより、受検者数等を週1回報告するものとする。  
なお、報告する内容及び方法等は、別に府が指定するものとする。

## 第14 その他留意事項

事業所は、第3から第13の事項の他、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 受検者に対する案内・啓発物等については、府が指定するものを使用すること。
- (2) 無料検査事業の対象外である者について自費での検査を提供する場合は、別途、自費検査提供機関として、毎週府に検査件数の報告をすること
- (3) 感染拡大期においては、感染症法第16条の2第1項等に基づき、第三号事業を実施する事業所に対し、無料検査事業の実施体制の縮小を求め、行政検査の対象となり得る有症状者等への診療・検査体制（保険適用による検査等）の拡充を求めることがあること。

- (4) 薬局、歯科診療所、病院、一般診療所においては、府の抗原簡易キットの配布事業  
(注)により受領した簡易キットを無料検査事業に使用してはいけないこと。  
(注) 薬局等の従事者等に症状が出現した場合において、早期探知による感染拡大防止  
を目的として、希望する薬局等へ簡易キットを配布する事業
- (5) その他、検体採取スペースの確保等、無料検査事業の実施にあたり、関係法令を遵守  
すること。特に、第三号事業等の医療機関により、陽性の検査結果をもって医師の判断  
により確定診断を行った場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する  
法律（平成10法律第114号）第12条第1項の規定により、事業所の所在地を管轄する  
保健所に届け出るとともに、感染症法第15条に基づき、陽性と診断した受検者の総数  
(年代別)について報告しなければならない。
- (6) 検体採取の立会い（抗原定性検査の場合は検査の実施を含む。）業務以外の業務につい  
て、実施事業者が第三者に依頼する等、本要領で定めた実施主体者以外の者が実施する  
場合は、本要領に従って行うこと。
- (7) 無料検査事業において知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は損傷等すること  
がないように適切に管理するとともに、目的外使用や第三者への提供はしないこと。

#### 第15 無料検査事業にかかる禁止事項

事業所は、次に掲げる行為を行ってはならない。なお、各号の具体例は別表のとおり。

- (1) 無料検査事業に付随して受検者に物品、金銭、役務その他の経済上の利益を提供する  
こと。
  - (2) その実施する無料検査事業の対象となる者について誤認させるような表示、広告その  
他の行為をすること。
  - (3) 同一の受検者に対して、正当な理由なく、本要領に基づく検査を一日につき一回を超  
えて実施すること。
  - (4) 同一の受検者に対して、正当な理由なく、結果通知書等の有効期限を勘案して必要と  
認められる限度を超えて本要領に基づく検査を実施すること。
  - (5) 受検者に対して、結果通知書等の有効期限の期間内に検査結果を通知することを怠る  
こと。ただし、第12第1項第3号の三に規定する場合は、この限りでない。
  - (6) 府への週次報告、無料検査事業に係る各種補助金の実績報告その他の書類等に虚偽の  
記載をして府に提出すること。
  - (7) 前各号に掲げるものの他、本要領、「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る  
留意事項」（別添2）及び「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施  
要綱」（別添3）に違反し、定着促進事業及び一般検査事業の趣旨に照らして不相当と認  
められる行為をすること。
- 2 府は、事業所が前項各号に掲げる行為を行っているとき又は当該行為を行っているとき  
疑われるときは、当該事業所又は実施事業者に対し、調査、指導、指導に基づく改善報告の  
求め、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 府は、事業所が前項の調査を拒否したとき、指導内容の改善が認められないとき、その他指導の有無に関わらず極めて悪質な行為を行っているとは判断したときは、当該事業所又は実施事業者の登録を解除するものとする。

(別表) 第 15 第 1 項に掲げる禁止行為に該当する、又は該当することが疑われる例

事例内容	根拠条項
<ul style="list-style-type: none"> <li>受検者同士の距離が十分でなく、感染対策が不十分</li> </ul>	第 15 第 1 項第 7 号、 第 11 第 1 項第 2 号及び 第 3 号
<ul style="list-style-type: none"> <li>検査管理者不在の状態、検体採取の立会いを実施</li> </ul>	第 15 第 1 項第 7 号、 第 6 第 1 項第 1 号四の ①、第 2 号四の①、第 3 号四の①
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般検査事業において、府外在住者に対して検査を実施</li> </ul>	第 15 第 1 項第 7 号、 第 3 第 1 項第 2 号二の①
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一受検者に対し、PCR検査と抗原定性検査を同時に受検させる</li> </ul>	第 15 第 1 項第 3 号
<ul style="list-style-type: none"> <li>3日に1回受検可能といった誰もが定期的に検査できるような誤解を招く表示・広告</li> </ul>	第 15 第 1 項第 4 号